

電子契約の導入について

2024年12月2日（月） 西原村 総務課

利用に至る経緯



契約締結までの事務負担増

入札内容に応じた契約書をそれぞれ準備する必要があり、入札件数が多い場合は取り交わしの際 記載内容チェック及び押印に時間がかかり、窓口が混雑していました。

また事業者側にとっても、契約書を手書き加筆したり、印紙を貼る負担を強いていました。





利用目的及び効果

電子契約システムを利用することで、

- 印紙税の削減
- 事務労力・事務経費の削減
- 契約締結までのリードタイムの短縮
- 保管・管理の効率化
- 契約書紛失リスク軽減
- 類似契約書の作成業務の効率向上
- コンプライアンスの強化

が期待できます。



導入対象



総務課

入札を行うもの 及び 総務課発注の随意契約

他の課

随意契約

※利用準備が整い次第 上記のとおり利用開始しますが、
2026年3月までは、入札案件は**総務課**が契約事務を
行い、4月以降は、それぞれの**発注担当課**が
契約事務を行う予定です。

なお、事業者が希望する場合は紙媒体でも契約可能



今までの契約との違い



電子契約同意書兼メールアドレス確認書 の提出が必要に

- 電子契約利用のため、事業者の契約事務担当者 及び 締結承認者 の役職、氏名、メールアドレスの確認が必要です。

確認書様式を村のHPに掲載しますので、入札日前までに総務課までメールでご送信ください。

ご提出後は、内容に変更がない限り以降の提出は不要です。

リサイクル説明書 もクラウドサインで送付

- 今まで契約書に添付していたリサイクル説明書も、クラウドサイン上で送信してください。

※なお、電子契約とは別に電子保証についても同様に進めています。

西日本建設業保証株式会社に保証申込を行っている場合は、保証証書の持参提出も不要になります。

